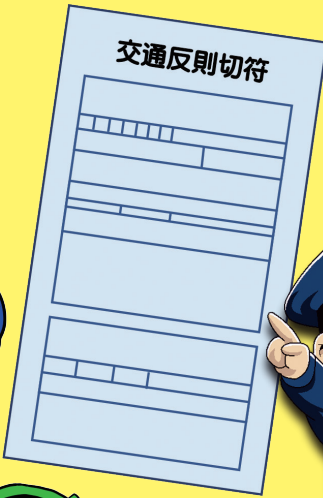


# 令和8年4月1日 改正道路交通法施行

**16歳以上**の自転車運転者の交通違反が  
交通反則通告制度(青切符)の対象となります!



**自転車も  
反則金の対象**



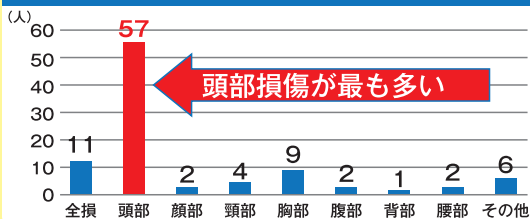
交通反則通告制度  
とは何だろう?



一定の違反行為をした運転者に対して、車やオートバイと同様に「青切符」による反則(違反)告知を行い、各反則(違反)行為に定められた反則金の納付を通告するものです。  
反則金を納付した場合、運転者はその反則(違反)行為に定められた刑事罰を科されることはありません。

## 命のお守りヘルメット ~かぶる習慣私から~

自転車乗用中死者損傷部位(令和2年~令和6年)



自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方の**約6割が頭部に致命傷**を負っています。

交通事故の被害を軽減するために自転車を運転するときは、ヘルメットをかぶりましょう!!



※千葉県警統計



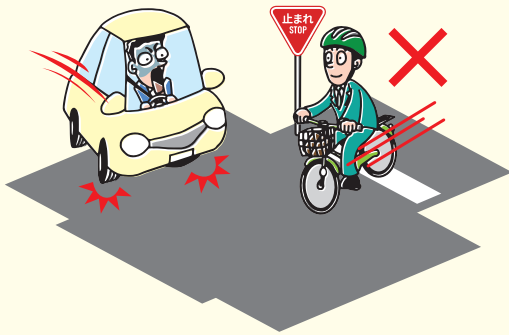
千葉県警察・千葉県



# ○自転車の違反行為について学ぼう!

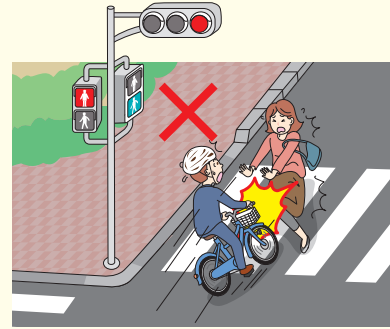
## 指定場所一時不停止

一時停止の道路標識がある交差点では、停止線の直前で一時停止しなければなりません。



## 信号無視

信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければなりません。



## ながら運転

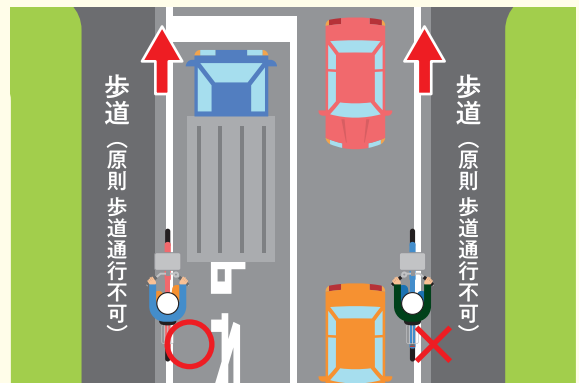
スマートフォンや傘などを手に保持して運転する行為や周囲の音が聞こえないような音量でのヘッドホン等の使用をしてはいけません。



周囲の様子は見えていますか？  
サイレンや警笛の音は聞こえていますか？

## 通行区分違反

自転車は、原則車道を通行しなければなりません。また、車道を通行する場合は、道路左側端を走行しなければなりません。



※酒酔い運転や酒気帯び運転は、より悪質な交通違反として交通切符（赤切符）での取締り対象になります。交通切符（赤切符）は**交通反則通告制度の対象外**です。

## 【自転車運転者講習とは？】

**16項目**の危険行為を繰り返して、**3年以内に2回以上**検挙された運転者が対象となります。

危険行為を反復  
(3年以内に2回以上)

都道府県公安委員会が  
講習を受けるように命令

講習対象者は  
自転車運転者講習を受講

講習時間: 3時間  
講習手数料: 6,150円

受講命令に従わなかった場合、  
**5万円以下の罰金**  
が課せられます。

### 運転免許に違反点数は累積するの？

原則、違反点数の累積はありません。  
その代わりに一定の基準を満たした場合に、  
受講命令という行政処分があるのです!

### 対象の危険行為（一部）

信号無視  
通行区分違反  
遮断踏切立入り  
指定場所一時不停止等  
携帯電話使用等違反  
酒酔い・酒気帯び運転  
妨害運転

など

千葉県警察HPでは、自転車の交通ルールなど  
様々な情報を掲載しています。

千葉県警察 自転車の交通ルール

検索

